

自由と安全 均衡必要

私が賛成する最大の理由は、国際組織犯罪防止条約を批准するために、国内で担保する法を整備する必要があるから。条約上、共謀罪が犯罪組織参加罪を設けることになっ

ている。この条約は2000年に採択され、現在187カ国が批准している。国連加盟国で批准していないのは、南スーダンやソマリアなど日カ

この条約は、元々はテロとは直接関係がなく、マネーロンダリングなどの組織犯罪対策が中心。しかしながら、01年の9・11事件以降、テロ資金は国際社会の中で大き

テロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織で批准していないのは、南

石油の密輸出に関わっている。これらにはこの条約が有効。批准していないがゆえに日本がループホール抜けになる可能性があり、国際的な信頼性や日本の金融機関

今回の法案は準備行為、犯罪組織に限定、対象犯罪を絞

共謀罪 わたしの視点

「共謀罪」の成立で一番危惧していることは、市民活動による自然や平和を守るための話し合いが、「犯罪」にされる恐れがあり、社会に萎縮効果があることだ。

政府は一般人を対象にしないとしているが、法案に定める準備行為の境界線は非常にあいまい。準備行為に当たるかどうかは捜査機関が判断し、市民には事前に明なされない。つまり、何をしたら罪に問われ、どの程度の罰が課されるかを示さなければいけない罪刑法定主義の明確性の原則に反する。市民は仲間と抗議活動を行うことさえ、ためらってしまう。

岐阜県大垣市では2014

などの一定の歯止めは掛けられている。乱用の危険性があり、警察が勝手に捜査できなくなる。また、戦前

公共政策調査会研究センター長 板橋 功さん



いたはし・いさお 1959年栃木県生まれ。公益財団法人公共政策調査会研究センター長。武蔵野大学客員教授、国士館大学非常勤講師。専門はテロ問題。

15年1、2月のISによる邦人殺害以降、ISは機関誌などで日本を標的と名指している。機関誌はオンライン上、世界中のテロリストやシンパが見える。日本は20年東京五輪に向けて圧倒的にプレゼンスが上昇する時期を迎える。テロの脅威度ほどとんどん上昇し続け、少なくとも20年までは下がらない。共謀罪とともにテロ対策はテロ対策として、しっかりとらなければならぬ。

(聞き手・勝俣直)

埼玉弁護士会 伊須 慎一郎さん



いずしんい ちろう 1970年愛媛県生まれ。2002年に埼玉弁護士会登録、同会の憲法改正問題対策本部メンバー。「安保法制違憲国賠訴訟」などを担当。

現在も政治権力などに対して意見を言っていく社会になっている。共謀罪が成立したら、市民はますます萎縮し、自由な民主主義社会の基盤となる多様な意見が社会に流通しなくなる。憲法違反の疑いがある共謀罪を国会で強行採決することは断じて許さない。今は憲法が生きている。萎縮せずに反対の声を上げていくことが民主主義を守ることにつながる。

市民活動の抑圧危惧

(聞き手・岩崎恭)